

## 証拠説明書の記載要領・記載例

書証の証拠説明書（民訴規則137条）と電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの証拠説明書（電子証拠説明書。民訴規則149条の2）を兼ねたものとして作成して、証拠とともに提出してください（mintsを利用する場合は、mintsにアップロードしてください。）。

### 【号証】欄

#### 記載例）「甲001」、「甲002-1」、「乙A001」等

- 「号証」欄には、提出しようとする証拠の番号（英数字は半角）を記載してください。
- 符号について、原則的には、原告提出分を「甲」、被告提出分を「乙」、参加人提出分を「丙」などと付してください。
- 当事者が複数いる場合、例えば、被告が複数いるときには、「乙A」、「乙B」などの符号を用いることが多いです。
- 複数の領収書を提出するなど関連証拠を一括して提出する場合、「甲002-1」、「甲002-2」などと枝番号を付してください。

証拠の提出に関する留意事項は  
こちら



（民事訴訟フェーズ3に向けた準備の手引「06 証拠の提出」参照）

### 【標目】欄

#### 記載例）「売買契約書原本」、「封筒」、「音声データ」等

- 文書等に記載されている標題を記載してください。
  - 標題のない文書等は、文書の形状や内容に応じて、例えば、「封筒」等として特定できる形式で記載してください。
- 民訴法231条の2の電磁的記録として提出する場合は、「標目」欄に電磁的記録の標題のみを記載してください。書証（原本）として提出する場合は、文書の標目に加えて「原本」と記載してください（※1）（※2）。

※1

改正民訴法施行後に提起する訴訟事件においては、紙で作成された証拠についても、原本の取調べが必要でない場合には、書証としてではなく、民訴法231条の2の電磁的記録として提出することが考えられます（書証（紙）の取調べは、訴訟記録が電子化されても、原則として、原本・写しを問わず期日当日に紙媒体の書証を持参していただく必要があります。）。その場合、相手方当事者がその成立の真正を争うなど、原本を取り調べることが必要であるとされたときは、裁判官（長）の訴訟指揮により書証（原本）として提出することが求められることがあります。

※2

紙で作成された証拠について、写しか手元に存在しない場合に、※1の方法をとらずに、書証として証拠申出する場合には、文書の標目に加えて「写し」を加えて、「契約書写し」と記載してください。

### 【作成年月日】欄

#### 記載例）「H30.12.1」、「R5.10.1」等

### 【作成者】欄

#### 記載例）「原告」、「株式会社A」等

- 【作成年月日】欄には、提出する証拠が作成された日を記載してください。
  - 【作成者】欄には、提出する証拠を作成した者を記載してください。
- オリジナルデータをコピーし、又は紙媒体の証拠を電子化して、民訴法231条の2の電磁的記録として提出する場合には、【作成年月日】欄及び【作成者】欄には、もともとの証拠の作成年月日及び作成者を記載してください（※3）。

※3

電磁的記録をオリジナルデータからコピーして提出する場合であっても、電磁的記録はコピーの前後で同一性を保つことが可能ですので、作成者については、コピーを作成した者ではなく、もともとの電磁的記録を作成した者を記載し、作成年月日についても、もともとの電磁的記録が作成された日を記載してください。  
また、紙媒体で作成されたものを電子化して、民訴法231条の2の電磁的記録として提出する場合には、形式的には、電子化した者が作成者、電子化した日が作成年月日となりますか、当該紙媒体に記載されている内容を立証する趣旨であるときは、その作成者については、電子化した者ではなく、もともとの証拠を作成した者を記載し、作成年月日も、もともとの証拠が作成された日を記載することが考えられます。

### 【立証趣旨】

#### 記載例）「被告が令和〇年口月△日に原告に対し金銭を支払った事実」等

- 提出する証拠により、どのような事実を立証するのかを具体的に記載してください。

### 【備考欄】

#### 記載例）「紙を電子化」

- 紙媒体の証拠を電子化して電磁的記録として提出する場合には、備考欄に「紙を電子化」と記載しておくことで、提出された電磁的記録のオリジナルが紙媒体かデータなのかを区別することが考えられます。

### ※記載例

#### 原告裁判太郎が次のとおり甲001～003を証拠提出する場合における証拠説明書の記載例

甲001：紙媒体の売買契約書の原本を書証として申し出る場合

甲002：振込記録という電子データを電磁的記録として提出する場合

甲003：紙媒体の領収書を電子化して電磁的記録（民訴法231条の2）として提出する場合

●●地方裁判所 令和●年（●）第●●●●号

#### 証 拠 説 明 書（1）

令和●年●月●日

原告

裁 判 太 郎

※「標目」欄に原本・写しの記載がないものは、民事訴訟法231条の2の電磁的記録として提出するものである。

号証	標 目	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲001	売買契約書 原本	R5.10.1	原告・被告	原告と被告が売買契約を締結した事実	
甲002	振込記録	R5.10.15	●●銀行 ●●支店	原告が被告に300万円を支払った事実	
甲003	領収書	R5.11.17	被告	被告が原告から300万円を受領した事実	紙を電子化